

平成 23 年 9 月 14 日

株主各位

東京都練馬区大泉学園町 7 丁目 24 番 14 号
株式会社セコニック
代表取締役社長 荒井 宏

臨時株主総会招集のための基準日設定公告

当社は、平成 23 年 12 月開催予定の臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、平成 23 年 9 月 30 日を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記録された株主をもって、議決権を行使することができる株主と定めましたので公告いたします。

記

株主名簿管理人事務取扱場所
東京都中央区八重洲一丁目 2 番 1 号
みずほ信託銀行株式会社

以上